

令和6年4月1日

山梨県知事 殿

〒400-0031
申請者 住所 山梨県甲府市丸の内〇丁目××-×
氏名 株式会社山梨
代表取締役 産業 労政



（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金（拡大コース）交付申請書

山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金（拡大コース）の交付を受けたいので、山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金（拡大コース）交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 金 1,330,000 円 (F + I)

2 交付申請額の内訳

① 生産性向上と労働能率の増進に資する設備投資等に係る交付申請額

事業費見込額 合計 A	事業費見込額合計(A)に補助率(4/5)を乗じた額 B = A × 4 / 5	補助上限額 ※別表1第4欄 C	補助上限 上乗せ額 ※別表1第5欄 D	補助上限額 合計 E = C + D	交付申請額 BとEを比較して 低い方の額 (千円未満切捨て) F
1,538,000 円	1,230,400 円	900,000 円	900,000 円	1,800,000 円	1,230,000 円

② 社会保険労務士への報酬等の支払いに係る補助金交付申請額

社会保険労務士への報酬の実支出額 G	県補助金上限額 (別表2第2欄) H	補助金交付申請額 GとHを比較して低い方の額 (千円未満切捨て) I
120,000 円	100,000 円	100,000 円

3 添付書類確認表

(提出書類を確認のうえ確認欄に○を入れてください。7～11は該当する場合のみ)

提出書類		確認欄
1	事業計画書（様式第1号の2）	○
2	収支予算書（様式第1号の3）	○
3	誓約書（様式第1号の4）	○
4	補助対象事業に係る見積書の写し	○
5	県税に未納がない旨の証明書	○
6	賃金引上げ対象労働者の賃金台帳の写し※賃金引上げが完了していない場合は直近の3カ月分、賃金引上げが完了している場合は引き上げ前3カ月及び引上げ後	—
7	事業場内最低賃金を規定した就業規則（労働基準監督署の受付印のあるもの）等の写し※就業規則の変更が完了している場合	—
8	履歴事項全部証明書（発行から6カ月以内のもの）※法人の場合	○
9	直近の確定申告書（第一表、第二表）及び青色申告決算書又は収支内訳書の写し（収受印があるもの、または電子申告の受信通知の写し） 開業したばかりで確定申告の実績がない場合は開業届の写し ※個人事業主の場合	—
10	補助金交付申請手続きに係る社会保険労務士への報酬金額が確認できる契約書等の写し	○
11	キャリアアップ助成金支給決定通知書の写し（キャリアアップ助成金 様式第5号） またはキャリアアップ計画書の写し（キャリアアップ助成金 様式第1号）	○

※添付漏れがある場合は受け付けられませんので、確認のうえ提出してください。

山梨県賃金アップ環境改善事業

個人事業主、社会福祉法人等
資本金がない場合は記入不要

事業計画

「常時使用する労働者」の考
え方は次ページの※1を参照

1 申請企業の規模等	①資本金 又は 出資の総額	1,000,000 円		②企業全体で常時 使用する労働者の 数 (※1)	30 人																			
	③本店 所在地	甲府市丸の内〇丁目××ー×																						
2 賃金アップ 環境改善を行 う事業場	① 事業場の 名称	山梨食堂 甲府店																						
	② 所在地	〒400-0032 甲府市中央〇丁目××ー×																						
	③ 電話番号	055-232-××××	④常時使用する労働者の 数	10 人																				
	日本標準産業分類 (第13回)を参照 産業分類	大分類	M 宿泊業、飲 食サービス業	中分類	76 飲食店																			
3 補助事業の概要	(1) 賃金引上げ計画「①30円コース、②45円コース、③60円コース、④75円コース、⑤120円コース」のうち、R5.4.1~R7.2.28の間、ただし、実績報告までに1回以上引き上げ後賃金の支払いが必要																							
ア 賃金引上げ (※)	事業場内最低賃金には、基本給のほか、歩合給や一部手当も算入します。算出方法はQ&Aで確認してください。																							
	① 引上げ前賃金	1,100 円																						
イ 事業場内最低賃金を定めた就業規則等	② 賃金計算期間・支払日	1日~月末・翌月10日支払																						
	③ 引上げ年月日	令和6年2月1日																						
	④ 引上げ労働者数	2 人																						
	【内訳】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>(A)引上げ前賃金</th> <th>(B)引上げ後賃金</th> <th>引上げ額 (B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇 〇〇</td> <td>1,100 円</td> <td>1,130 円</td> <td>30 円</td> </tr> <tr> <td>△△ △△</td> <td>1,120 円</td> <td>1,155 円</td> <td>35 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				氏名	(A)引上げ前賃金	(B)引上げ後賃金	引上げ額 (B-A)	〇〇 〇〇	1,100 円	1,130 円	30 円	△△ △△	1,120 円	1,155 円	35 円							
氏名	(A)引上げ前賃金	(B)引上げ後賃金	引上げ額 (B-A)																					
〇〇 〇〇	1,100 円	1,130 円	30 円																					
△△ △△	1,120 円	1,155 円	35 円																					
上記【内訳】表 (B) 引き上げ後賃金のうち最も低い額を最低賃金に定める																								
事業場内最低賃金を定めた就業規則等																								
※実施計画時には案を記載すること。 ※就業規則の変更が完了している場合は就業規則の写しを提出すること。																								
事業場における最も低い賃金額は時間給または時間換算額1,130円とする。ただし、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第7条に基づく最低賃金の減額の特例許可を受けた者を除く。 2 前項の賃金額には、最低賃金法第4条第3項に定める賃金を参入しない。また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第2条の定めるところによる。																								

日本標準産業分類
(第13回)を参照

事業場内最低賃金には、基本給のほか、歩合給や一部手当も算入します。算出方法はQ&Aで確認してください。

R5.4.1~R7.2.28の間、ただし、実績報告までに1回以上引き上げ後賃金の支払いが必要

引上げ人数の数え方は申請要領を参照

上記【内訳】表 (B) 引き上げ後賃金のうち最も低い額を最低賃金に定める

(2) 事業実施計画 (結果)		消費税抜き金額を記載
必要性、内容及び実施方法	実施時期	
<p>【実施計画時】</p> <p>① 現状の作業方法(問題点)、所要時間、1日(又は1月)あたりの作業件数 使用済食器や調理器具を手洗いしていて、1営業日あたり、概ねランチタイム1時間、ディナータイム2時間かかっている。来客が多い週末は、閉店後に食器洗浄のための残業が30分程度発生している。</p> <p>② 設備投資など業務改善計画の内容 業務用食器洗浄機を導入する。</p> <p>③ 計画の実施による生産性向上、労働者の労働能率の増進、業務改善の効果 食器洗浄にかかる時間が、機械にセットする時間と洗浄後の食器をしまう時間のみとなるため、概ねランチタイム10分、ディナータイム20分程度で終了し、食器洗浄のための残業も必要がなくなり、労働能率が増進する。 また、食器洗浄を行っていた人手を調理補助に回すことができるため、より利益率や満足度の高いメニューの導入が可能となり、生産性が向上する。</p> <p>※生産性向上、労働者の労働能率の増進にどの程度効果があるのかを具体的に記入してください。</p>	令和6年5月上旬	業務用食器洗浄機 1,450,000円 運搬費 38,000円 設置費 50,000円
事業費見込(実績) 額合算		設備等納品、対象経費支払、賃上げがすべて完了する日 1,538,000円
(3) 事業完了(予定)期日(※3)		令和6年5月15日
4 申請日の前日又は賃金引上げ日の早い方の日から起算して3箇月前の日から申請日までの解雇等の状況(※4)		
なし		
5 補助事業に係る他の補助金の受給、申請の有無		有・ <input checked="" type="radio"/> 無
有の場合、補助金の名称及び所管部署	補助金名： 所管部署：	
6 消費税の取扱い	<input checked="" type="radio"/> 一般課税事業者 <input type="radio"/> 簡易課税事業者 <input type="radio"/> 免税事業者	
7 キャリアアップ助成金支給決定の有無(令和5年4月1日以降)	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	
8 スリーアップ推進宣言の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	

- ※1 常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員（日雇い、2カ月以内の雇用、4カ月以内の季節的業務の雇用）及び試用期間中の従業員は含みません。
- ※2 賃金引上げ（就業規則等の改正及び適用）は、令和5年4月1日以降であれば実施時期を問わない。ただし、引き上げた賃金は、原則として事業実績報告書の提出日までに支払う必要がある。
- ※3 事業完了予定期日とは、①導入機器等の納品日、②助成対象経費の支払完了日、③賃金引上げ日のいずれか遅い日
- ※4 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨記載してください）のほかに、①その者の非違によることなく勸奨を受けて又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職した場合②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額の引き下げを行った場合③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）を内容とする労働契約の変更による、月当たりの賃金額の引き下げを行った場合

連絡 担当者	部署名	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 社会保険 労務士事務所	職・氏名	社会保険労務士 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	電話番号	055 (×××) ××××	メールアドレス	××××@××.jp

様式第1号の3 (第4条、第11条関係)

山梨県貸金アップ環境改善事業費補助金(拡大コース)収支予算(決算)書

1 収入の部

(単位:円)

区分	交付申請額を記載		資金の調達先
	予算額	決算額※1	
県補助金※2	1,330,000		
自己資金	328,000		
借入金			
その他			
合計	1,658,000		

2 支出の部

(単位:円)

区分	消費税抜金額を記載		備考※3
	予算額	決算額※1	
機械装置等購入費	1,538,000		業務用食器洗浄機 1,450,000円 運搬費 38,000円 設置費 50,000円
社会保険労務士申請代行報酬	120,000		
合計	1,658,000		

※1 予算時(交付申請)は、決算額欄は空欄としてください。

※2 様式第1号の交付申請額を記載してください。

※3 備考欄には区分ごとに積算根拠を記載してください。なお、欄が足りない場合は、別葉として添付しても構いません。

誓約書

私は、山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金（拡大コース）の交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和6年4月1日

誓約者 住所 山梨県甲府市丸の内〇丁目××ー×
(フリガナ) カブシキガイシャヤマナシダイヒョウトリシマリヤクサンギョウロウセイ
氏名 株式会社山梨
代表取締役 産業 労政 株式会社
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 社山梨
(自署の場合は押印省略可)

生年月日 昭和60年4月1日

性別 男